

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

神社管理における御祭神・社名の取り扱いについて
の一考察：
近代以降の制度変遷と仏語を用いた神名・社名を中心

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2023-02-05 キーワード: 神社, 法令, 管理, 仏語, 祭神 作成者: 藤本, 頼生, Fujimoto, Yorio メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000650

神社管理における御祭神・社名の 取り扱いについての一考察

— 近代以降の制度変遷と仏語を用いた神名・社名を中心に —

藤本頼生

はじめに

毎年、初詣の季節になると都内をはじめ全国の各地域にて、社寺に祀られる神仏を大黒天や寿老人などの七福神のそれぞれの一神と同一視して個々の社寺を詣でる「七福神めぐり」などが行われている事例がある⁽¹⁾。このように七福神を神仏と同一視して社寺詣でを行う事例や、仏教伝来以降、明治維新以前まで

一〇〇〇年以上にわたって続いていた神仏習合（神仏混淆）が典型的であるが、多神教である神道は、本地垂迹説など異国の神々や仏を日本の神々と同体であるとする考え方のもとで受け入れ、これを御神像などの形で神社に祀り信仰の対象としてきた歴史がある。一方、仏教においては、現在も鎮守社として神仏習合時代の名称で境内に神々を祀る寺院もあり、神社においても神仏習合時代の旧称である仏教的な呼称にて祭神を末社等において祀っている事例や、本社、境内社の社名にその痕跡が

見られることがある。^② 神仏分離政策から一五〇年余を経た現在にあっても、このような事例が見られることをいかに考えるか、明治初年に神仏判然が行われて以降の神社の御祭神や社名の取り扱いに対する解釈をいかに読み解き、これを祭神名称・社名の変更の有無も含めて神社にとって最も大事な御祭神の管理という問題を改めて考えることは、宗教法人としての神社の事務運営からみても非常に大事な視点であると考えている。

そこで本稿では、全国の神社において本社や摂末社にて御祭神を仏語の呼称にて祀っている社に焦点をあてるとともに、神社の管理・運営という視点から、明治維新以降の神社の御祭神や社名に関する制度と取扱い、仏語呼称で祀られている祭神や社名について一部であるが、全国の残存数を分析・整理することと、神社の御祭神に対する考え方や神仏判然以後の社会的反響の一端を窺おうとするものである。

なお、本稿は神仏習合や神仏分離施策、排仏(廃仏)棄積に対する是非やその評価を論じるものではなく、あくまで現行の取扱いに至るまでの経緯について窺うものであり、現在、神社にて仏語呼称にて祀られている御祭神についての可否、善悪を問うものではないことをあらかじめ申し上げておく。

一 神仏分離政策と祭神名・社名の変化

祭神の取り扱いや社名について論じる前にまずは、明治以降の神社の祭神名や社名に大きく関わる明治維新期の神仏分離政策について少し述べておきたい。一五〇余年前の明治維新にてわが国の宗教に対する在り方、とくに神仏関係は大きく転換することとなった。具体的な施策の一つとして明治政府から、これまで神仏の混淆状態にあったその余弊を矯め、神社と寺院との区別を明確にする趣旨にて、約一年余の間に以下の一三の布告、布達が発せられた。^①

- ① 諸国神社の別当、社僧復飾の令(明治元年三月一七日/神祇事務局達第一六五)
- ② 神仏の区別に関する件(明治元年三月二八日/太政官布告第一九六号)
- ③ 神仏分離実施を慎重にすべき令(明治元年四月一〇日/太政官布告第二二六号)
- ④ 日吉祭山門取扱を止め一社にて祭式執行の件(明治元年四月一三日/太政官達第二三五)
- ⑤ 神祇の菩薩号廃止に関する件(明治元年四月二四日/太政

官達)

- ⑥ 別当、社僧還俗の上は神主・社人と称せしむる件 (明治元年閏四月四日 / 太政官布告第二八〇号)
 - ⑦ 石清水八幡宮の大菩薩号廃止の件 (明治元年五月三日 / 太政官布告第三六六号)
 - ⑧ 真宗各派へ、神仏分離は排仏毀釈に非ざる旨諭達 (明治元年六月二日 / 御沙汰第五〇四号)
 - ⑨ 石清水放生会を中秋祭と改むる件 (明治元年七月一日 / 太政官達第五六八)
 - ⑩ 北野天満宮神饌に魚味供進の件 (同七月二五日 / 太政官達第五八四)
 - ⑪ 僧侶の妄に復飾するを止むるの件 (明治元年九月一日 / 行政官布告第七五二)
 - ⑫ 法華宗三十番神の称を禁止するの件 (明治元年一〇月一日 / 日 / 御沙汰第八六二号)
 - ⑬ 権現号等私称に関する件 (明治二年一〇月一三日 / 内務省訓第七六九号)
- これらの布告・布達が次々に発せられたことにより、わが国で一〇〇〇年以上続いた神仏習合は、公式な法令の下に終止符を打つことになった。しかしながら、特に神社の中にある仏教的

要素を排除した布告は、民衆側、神職側にとっては神仏の区別である判然のための行為を廃仏毀釈のことと勘違いし、区別の命じていない内容であるにもかかわらず神仏習合にかかる長年の積習に対する社人の私憤などもあり、過激な破壊等の手段が用いられた事例も見られた。政府としては、排仏(仏教そのものを攻撃すること)は意図していなかったため、③の指令や明治四年三月一日に太政官布告第一四三として出された「神仏判然は廃仏に非ず、廢毀合併は慎重にすべき件」と称した布告を發出したことに見られるように、神仏分離施策の社会的反響の大きさに苦慮することとなった。

この神仏分離にかかる法令において、本稿で述べる祭神名や社名の関係でとくに問題となるのは、②⑤⑦⑫の法令である。祭神とはいうまでもなく神社にて祭祀される神ということになるが、⑤⑦にて八幡大菩薩を廃止して八幡大神と称したように、法令上、それまで菩薩や権現、天王のように仏語を用いていた祭神の名称を禁じたことである。また、⑫のように法華経で重視され、日々交替で三〇日を一区切りとして国家国民を守護すると考えられた三十番神の呼称を禁じる施策もなされた。社名についても⑤⑦の達によって『延喜式』神名帳以降、「一〇〇大

菩薩○○宮」や「○○菩薩神社」といった名称や、神宮寺のあった社にて「○○八幡宮寺」などの名称で通称されていた社も「○○宮（○○神宮）」「○○神社」「○○八幡宮」などに正式名称を改めることとなり、神社名にも仏語を用いることが禁止された。なお、これらの達にて御神体に仏語および仏像を用いることも併せて禁止されることとなった。⁶⁾ また、この神仏分離政策に伴う仏語神號の禁止事由についてであるが、昭和初期に神社局に在籍し『神社制度綱要』の書を著した内務書記官の足立取によれば、「神佛混淆ニ依ル此等ノ神號ガ惟神ノ道、国體ノ精神ニ適セザルヤ勿論ナルヲ以テ、明治元年王政維新ト共ニ此等ノ佛名ヲ神號トシテ称スルコトヲ禁止セラレタリ」と解している。

しかしながら、⑤⑦に関しては、権現の称号には、勅宣のものや御宸翰、勅額によって下されたものがあり、神社の由緒・事歴の上で混乱を生じるものもあったことから、内務省社寺局では、明治二〇年一〇月一三日に内務省訓令第七六九号「権現号等私称に関する件」を発して、神社にて古来の慣習において幟旗や扁額、守札や鳥居に掲げた社額等に祭神や社名に権現号を私称することに対する禁制を解除して、以後は差支えないとしたものの、あくまでも私称の禁を解いたのみで公式名称に仏

語を用いることは引き続き禁止のままとした。また、公簿である『神社明細帳』等にも権現の称号を用いることも引き続き禁止された。また、同訓令第七六九号では「権現等」とあり、神社行政の上でこの訓令は権現号のみならず、菩薩号においても法規上明文化されたものはないが、権現号と同様の取り扱いを行うものと解釈されており、神仏混淆を禁じた「神仏の区別に関する件」(明治元年三月二八日/太政官布告第一九六号)の趣旨からすれば、訓令七六九号は取り除けの規則であり、常に私称するものではなく、仏語を用いた私称の習慣がある社で、かつ由緒上、崇敬上もやむを得ない場合に限り私称にて用いるようにしたもので、社寺局から明治三三年に特立した神社局の属であった楢杜吉次によれば、あくまでも習慣上やむを得ないものを不問に付したという程度で、不問に付したということを法令上公に許可しただけのものと解釈していた。¹⁰⁾ その後、時代が下り、昭和初期になると前出の足立は、「古来ノ慣習アル場合ニ敢テ禁止ニ及バザルコトナレリ」と表現している。「敢テ」とあるため、ややニュアンスが異なっている。

結果的にこの明治二〇年の内務省訓令第七六九号によって、社名も含めて人々が私称として呼ぶ仏語(仏教語) 神名や社名は慣習上残されたものの、戦前期に国もしくは地方公共団体の

営造物法人として公簿である『神社明細帳』に登録された社、つまり公式に認められた神社の正式名称には、仏語を用いないという方向性が確定することとなり、以後、この形が継続されていくこととなったのである。

二 祭神名に対する近代の神社法令の解釈およびその取扱い

次に神仏分離以降の祭神名や社名に対する近代以降の神社法令上の考え方や解釈、実際の取り扱いについて、さらにみてゆきたい。神社の祭神をいかに考えるかという点では、まず以て神社が法令上、いかに定義されているのかという神社根本の意義に関わる問題がある。この点については、かつて拙稿でも論じたところであるが、神社とはどのようなものでなければならぬのか、何を以てして神社とするのか、あるいは神社に祀られる祭神がいかなるものでなければならぬのかという、神社の定義とのかかわりで確認せねばならないだろう。

神社の定義については、維新後から二五〜三〇年程度を経て神社法令が一定数出されて法制度的にも安定した時期に入った明治三十一年に内務省社寺局に勤務して神社課長を務め、同三三

年に神社局へと特立した後にも同局の第一、第二課長を務めた中川友次郎が『神社協会雑誌』に連載していた法令解釈の内容を一書に纏めた『神社法令講義』に、神社とは「神のやしるといふことなれば、読んで字の如く、神様の坐ます御建物という外なし」と述べている。中川はさらに神社を法規上から説明すると「帝国の神祇を鎮祭し、公衆参拝し、本殿拜殿等の建物并に境内地を具備し、氏子又は信徒を有する法人にして、営造物たるものなり」と述べている。加えて、神社法令上の「神祇（＝神のこと）」は、先に示した自身の説明の如く狭義の意味で解するものとしている。ここで問題となる「帝国の神祇」とは、筆者がそれを文字通りに解するとすれば、日本の神々、あるいは神社に祀られる神々ということになるが、昭和初期に神社局総務課長や神社局長等を歴任し『神社行政』の書を著した内務官僚の児玉九一や児玉以前に神社局に在籍した足立収によれば、神社法規上、この「帝国の神祇」にかかる明確な規定はないと明言している^⑬。しかしながら、中川友次郎は、この「帝国の神祇」を、①皇室の祖宗并皇室の祖宗に奉仕せし神明、②御歴代の天皇中著しき御方々、③氏族の祖先、④皇室又は国家に勲功ありし方々、⑤地方治者又は地方に功勞ありし方々（例へば舊藩祖の如し）、という五種類^⑭に分類し掲げた上で、これ以

外にも「赫々の勲功なき方にて、慕なき最後を遂げられたるか、最も當時の人心に憐れいとしと感したる方々を、神として奉祀することなきにあらざるべき」とし、加えて動植物崇拜や山岳崇拜などについては、「むつかしく学者が述ぶる所のものあり、之れが神社を祭るにあらずして、動物例へば蛇とか、植物例へば杉の木とか、山岳即ち山其者を祭ることあり、之れは何れの國にても、多分行はれたることなるべし」と述べている。しかし、「帝国の神祇」に適さないものとして「甚しきは河童を祭るとか、天狗を祭るとかといふ様のこともあり、余輩は此の如きは固より神祇にあざれば、之を祭れるところは神社とはいふべからず、所謂淫祠にて、淫祠は神社に非らざるなりとす」としている¹⁵。また、「帝国の神祇」は、「始めて神祇と崇むるにあらずして既に舊来より神祇として祭り來れる方々は、固より従来より帝国の神祇に在しませ」るものであるとしており、既に神々として祀られているものについては、帝国の神祇として取り扱ふことも記されている¹⁶。一方で「帝国の神祇」を考へる場合に④⑤に関連して、著しき御事歴、功勞のある人々や勲功のある人々を初めて神社の神として祭る場合、「著しき事歴」の著しいとはどの程度か、「勲功ある」の程度がどの程度か、これを何を基準に勲功の厚薄を決めるのかという問題が

生じるが、この点について中川は、その時々にて決定する外ないが、神社創立時（もしくは既に存在する神社にある人物を初めて神祇として新たに併せ祀る場合は祭神増加の願書となる）に願書を地方長官に提出する際に、地方長官は内務大臣へ伺いを立て、その願いを許可するか、不許可にするかを決定するため、内務大臣がこの神祇にて祀るか否かの最終決定を掌るものとして¹⁷いる。なお、帝国の神祇に関する分類は、表1に掲げた通り、内務官僚によって若干分類の仕方が異なっているものの概ね類似したもので大きな差異はない。

また、海外由来の他教の神々について中川は、「耶蘇教の神等」について述べた箇所にて「人間以上における万能の神は教を垂れて、民を導かれんとするものにして、吾人か祖先敬愛の看念を以て神祇と崇むるところとは、大に異なる所あるを知るに足るべし、即ち神社の神祇も祖先なり、耶蘇教等の神は實在の祖先にあらざること勿論にして、或者は仮説的の神なりといへり」と述べ、「帝国の神祇」とは異なるものと考へている。本稿で取り上げる仏語名の祭神については、中川は「神社法令講義」のなかで「神仏混淆の事」「神號の事」「祭神変更の事」の中で取り上げており、中川は由緒や縁起についても「神仏混淆によつて」当時神社の由緒書縁起書は僧侶の手に作られしこと多

表1 内務官僚の分類による「帝国の神祇」

	中川友次郎 『神社法令講義』明治43	足立収 『神社制度綱要』昭和5	児玉九一 『神社行政』昭和9	(参考) 櫻井治男 『神道の多面的価値』 平成26
1	皇室の祖宗并皇室の祖宗に奉仕せし神明	国土成立以来我が民族の信仰に成れる神	皇統の祖神を祀りたるもの	至高神 (皇祖畏敬) 皇室 神宮
2	御歴代の天皇上著しき御方々	皇室の祖宗歴代の天皇および皇親の内にて殊に御事歴著しき神	歴代の天皇を奉祀せるもの	至高神 (族祖敬仰) 氏族奉斎の氏祖の神
3	氏族の祖先	氏族の祖先たる神	皇族を奉祀せるもの	至高神 (地域安泰) 氏神など地域守護神
4	皇室又は国家に勲功ありし方々	皇室および国家に勲功ありし神	皇室に勲功ありし神	靈威神 (慰霊安鎮) 御霊・英霊・義人
5	地方治者又は地方に功勞ありし方々		国家に勲功ありたる神	機能神 (国家意識高揚) 国民の奉斎の社
6			氏族の祖神及び氏神を祀りたるもの	機能神 (精神安定) 民間信仰と相俟った御利益神

く、而して此等の由緒書縁起書にては、所謂両部にて、宗教的殊に迷信的の行為少からざるに至れりと云ふ、此の如きは実に万国無比の国粹たる我が敬神の美風を害するものとの譏りを免れざるべし、故に明治の御代となりては、直に之を嚴禁せられたり」としている。中川は、神仏混淆を禁止は、祭神名や社名を含む神社社頭の体裁にかかわるもの全てに仏号、仏語、仏具などを用いることを禁じたものであると説明している¹⁹⁾。

次に祭神の変更についてである。本稿で問題とする仏語名の祭神名称については、中川も「祭神変更とは祭神を変更し奉るにあらず(八幡大神を奉祀せるを稲荷大神に変更し奉るにあらず) 其實誤解を訂正するに止るなり」としているように、神仏分離の令に基づいて、明治十二年以降、公認された神社が正式に国の营造物法人として登録されたことを示す公簿である『神社明細帳』に、仏語呼称の祭神名や社名を「帝国の神祇」に基づく神名や社名へと名称へと変更して以後、祭神の変更については、これまで神社に祀ってきた八幡大神を急に今後は稲荷大神へと変えて奉祀し直したいという意味での祭神変更はありえないこととしている。あくまでも従来、祭神不明(不詳)であったものを考証の結果、明確に確定できたため新たに祭神を決定する、もしくは祭神名の誤記や誤謬の訂正、由緒の考証・調査

疎漏の結果にて全く誤解されていたものを訂正するということのみを指すというもので、誤解や誤記であった証拠を明確に示した上で、神職・氏子総代より地方長官へ願ひ出て、地方長官から内務大臣に伺いを経て証拠明白であれば許可されるというものであった。本稿ではわずかに紹介するにとどめるが、かつて拙稿でも論じたように『神社明細帳』への搭載のため、神社調査が明治初年から幾度となく実施された際に、内務省（明治一〇年以前は内務省や神祇省）から祭神の決定がなされるもそれまで祀ってきた祭神とは異なる呼称、従来の由緒とは異なる異質の神を決定されたようなケースもあり、その後、地方長官を通じて何度も内務大臣宛に祭神変更の願ひ出をするも変更を聞き入れられないというケースがあるほどに、祭神名の変更や増加は厳しいものであった。

祭神名、神社名にかかる法令は、先に掲げた神仏分離関係の法令以外にも明治二二年七月十六日内務省社甲第四号通牒にて「祭神本尊ノ増加変更等取扱方」や癸丑以来の殉難者、戦死者の招魂社への合祀にかかる各種の法令や、明治五年九月十五日太政官布告第二七二号「神宮神號ノ件」、明治二四年十二月十六日内務書記官通牒社甲第二三号「官号ニ改称取扱方」などがあり、関連する法令や通達が出され続けたこともあって年を

経るに従って多岐にわたり煩雑となったため、こうした法令を一括して整理する必要から、井上友一神社局長時代の大正二年四月二一日に内務省令第六号「官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拜、拜観、寄附金、講社、神札等に関する件」が出され、祭神や社名にかかる条文は第一条～二条、第四～五条（二条、五条は靖國神社、招魂社に関するもの）に規定され直された。

その後、昭和十五年に神社局を内務省の外局として特立した神祇院では、同時期に企図・実施しようとしていた無格社の合併・合祀などの神社整理に相俟って、それまでの神社取調に基づいて公簿である『神社明細帳』に登録された社名や祭神名など記載の不備を改めるべく、昭和一八年に『神社振興整備関係事務提要』を作成した。この事務提要では、「神社明細帳の整備に関する例示」として、府県社以下神社の祭神名、社名中、往々にして神社の名称に相応しくないものがあり、国民に敬神思想の涵養のためにも遺憾とすべきものが少なくないと指摘した上で、是正の通則として祭神名、神社名に仏名、仏語もしくは類似の名称を付したものは社会通念上、不適當もしくは表現が不適當であると、是正すべきものであるとした。²³⁾ 具体的には、祭神名では、地藏菩薩、八幡大菩薩、山王権現、熊野権現、

馬頭観世音（馬頭観音）、帝釈天、牛頭天王、弁財天、大黒天、摩利支天、龍蛇神、龍王、大蛇神、疫神、疱瘡神、福寿明神、五行神、七曜星、北辰神、大元尊、牽牛星、北斗、平将門、藤原純友、安産大明神、八俣大蛇、高津鳥神、蛇毒鬼神が例示されており、社名では、日天神社、蔵王神社、弁財天神社、帝釈神社、葉師神社、権現社、摩利支天神社、牛頭天王社、不動社、馬頭観世音社、龍王社、庚申神社、天狗神社、疫神社、疱瘡神社、福寿明神社、妙見神社、将門神社、天子神社、魔王神社、七夕社、正一位神社などが例示されている。^②

同時にこうした社名、祭神名の是正の方針も同事務提要では示されており、^③祭神の訂正として、弁財天は巖島系統、宗像系統、海神系統、宇賀神などその他の系統の三種類とし、龍神についても、海神系統、靈系統、水分神等その他の系統の三種類、疫神は、廣峰系統、今宮系統、少彦名命、素戔嗚尊、大己貴命等その他の系統の三種類とした。また、蛇毒鬼神については、八柱御子神とし、その他、祭神の名称が不適当な場合や、適当なる訂正の方途が見出し難い場合は神祇院に相談するものとした。社名についても、宮号、神祠等に特別の社号を用いている場合の訂正や、不適当なる神社名の是正の方針を示しており、地藏菩薩を祀る愛宕神社を軼遇突智命に是正する案を示すなど

鎮座地名を出さない形で具体的な訂正の例をも示している。このような整備方針が事務提要として神祇院から示されたことは、明治三三年の神社局設置から四〇年余を経た昭和一八年の段階でも裏を返せば、明治維新後の神仏分離施策以降、大半の神社では是正されていたものの、仏号などをそのまま祭神名や社名に用いていた神社が一定数見受けられたという当時の実情そのものを示すものともいえる。昭和一八年の『神社振興整備関係事務提要』は、無格社の整理・合併に関係するものでもあるが、その後、半世紀を経過して仏語を用いた祭神名・社名がどれぐらい存在するかという点については、次節に現状を記して考察を行いたい。

その後、わが国は昭和二〇年八月一四日にポツダム宣言を受諾、大戦の敗戦を受けて九月から連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）による占領政策が開始された。同年一月一五日にGHQから覚書として発出された神道指令によって、神社と国家との分離が行われることとなり、神社にかかるそれまでの官制は昭和二一年二月二日までにすべて廃止となった。そのため、同年二月三日に民間神祇関係三団体が解散合併する形で全国神社の総意のもと、包括宗教法人として設立された神社本庁では、包括する各神社の祭神名、社名に関する事項

を設立当初、神社本庁庁規第九三条第三項、宗教機能に関する規程第八条、神社本庁が包括神社に標準的な神社規則として用いるよう示した神社規則第三五条第一項に基づいて神社本庁統理の承認事項とした。具体的には、奉斎する祭神名や社名を記した神社規則第一章総則の第一条、二条(社名)、第三条(奉斎する祭神)の変更等であり、三六条にある各神社の詳細を記載した神社明細帳の記載事項の変更も含まれる。その後、宗教機能に関する規程が祭神名、社名、例祭日の変更に基づく事項のみと規定されていたことから、庁規の上に立つ最高規範として昭和五十五年七月に制定された神社本庁憲章の施行後に宗教機能に関する規程は廃止され、同憲章にて祭神・社名・例祭日を神社存立の基本に関わる重要事項として考えていることから、祭神や社名、例祭日の決定と変更の双方を含めて本庁統理の承認事項として改められることとなり、同憲章の第九条にその旨が規定されるに至っている^{②6}。また、神社の祭神名、社名等にかかる官制時代の法令については、当然廃止されているが、祭神名、社名に関する事項は、神社存立に関する基本事項とし、神社本庁統理の承認事項としていことからみても、神仏分離の令に基づいて神名、社名に仏語を用いることを禁じ、祭神名称の変更を行って以来、誤記、誤解による訂正変更以外の祭神

名の変更を許さなかった戦前期の法令上の考え方を現在も踏襲し、引き継いでいるものと考えられよう。そのことは事実、現在、神社本庁が神社の法人事務上の手続きの留意点を示した解説書の中にも「①祭神名の表記に関しては、基本的に、古典に準拠した記載とすべきである。②神社の御祭神はその地域に由緒ある神々が祀られ、神社の歴史と御祭神の御事績は深く結び付いてゐることが多い。(傍線筆者)」とし、新たに御祭神を勧請してお祀りする場合は慎重かつ、御祭神と神社及び氏子地域との関係性、神社および氏子に及ぼす影響、どのような祭儀を行っていくのかなどについても留意せねばならないと考えていることである。かつ祭神表記に関しても古典(神道古典)に準拠したものであるという点から見ても仏語を用いることはほぼ禁止されているという解釈がなされているものと考ええる。社名についても「社名は、神社の由緒に依って一社の伝統とともに呼称されてきたものであり、この変更は後世に与へる影響、同じ由緒を持つ神社に及ぼす影響など重大な問題があり、特に配慮を期し、慎重に執り進める必要がある」としている^{②7}。祭神名、社名について、ともに神社および氏子に与える影響、つまり後世に与える影響を重視している点が、戦前期には見られなかった特徴でもあり、古典に準拠した記載にすべきという点

とともに祭神、社名にかかる取り扱いで神社本庁が特に重視している点であるといえる。

三 仏語を用いた祭神名・社名の現状

本節では、後掲する表2、表3をもとに仏語を用いた祭神名・社名が現状、どれぐらい存在するかという点について少し述べてみたい。前節にて、神祇院が『神社振興整備関係事務提要』にて蛇毒鬼神については、八柱御子神に是正するように方針を定めていたが、昭和一八年段階のものであり、その二年後の昭和二〇年八月に終戦を迎え、神祇院も神社に関する官制の廃止に伴い、翌年一月三日を以て廃止とされたこともあって、実際にこうした行政方針が全国で完全に実行に移されたとは言いがたい。難いものがあつたと考えられる。それは、神社本庁が平成三年から全国の約七八、九六〇社を対象に調査を実施し、平成七年に神社の社名や祭神、祭祀の有無や例祭日、由緒などを取り纏めてデータ検索できるようにした『全国神社祭祀祭礼総合調査報告書』（平成「祭」データ、以下、祭礼データと表記）を発行しているが、これによると、八柱御子神を祀る神社は三社、境内社などでも一二社のみである。表1には、同じく祭礼デー

タに基づき、蛇毒鬼神を祭神として祀る社も調べると、神社本庁備付の神社台帳である『神社明細書』の表記と祭礼データの照合の問題はあるが、本社の祭神名で五社みられる。このことは、終戦まで数年間しかなく、神祇院が祭神の名称の是正をすべき対象としていながらも、実際に是正を完遂するまでには至らなかつたことを示したものであると考えられる。

次に地藏菩薩や馬頭観音、弁財天など、『神社振興整備関係事務提要』に祭神名の変更・是正の対象として具体的に掲げられた仏語の祭神名について、神社本庁の『全国神社祭祀祭礼総合調査報告書』を元に、現状、どのくらい全国の神社に残存しているかを整理して示したのが表2である。

表2によれば、明らかに本社の祭神名から仏語が完全に取除かれていると考えられるのは、地藏菩薩、帝釈天と荼吉尼天、八俣大蛇、高津鳥神、役小角である。境内社も含めると、八俣大蛇、高津鳥神のみである。平成七年の段階ではあるものの、仏語関連の祭神名が本社で二三九社、境内社で三〇八社残存していると考えられる。不動明王や牛頭天王、弁財天、毘沙門天、疱瘡神などは現在でも一〇〜二〇社程度残存しているが、観音菩薩、五行神や七曜星などの祭神名も僅かであるが現存している。境内社については、牛頭天王、弁財天が群を抜いてい

る。こうした仏語名の祭神の特徴の一つとしては、本社に祀られている場合は、毘沙門天や牛頭天王などで見られるが主祭神としてではなく、合祀神や配祀神となっていることが多いことである。この点については、明治末期から大正初期に全国で集中的に実施された神社整理施策の影響などもあり、由緒等との照合にて細かく調べる必要もあるものと考えるが、興味深い事実である。その一方で表には記していないが、東照大権現については、本社・境内社とも二社のみであり、徳川家康公としている本社は一〇五社である。明治二〇年の内務省訓令で私称が認められていたこともあるためか、権現号での祭神数は少ない。この点は熊野権現や山王権現、金毘羅権現などでも同様の傾向がみられる。

次いで表3は、仏語を用いた社名についても通称を含めて本社、境内社について整理したものである。社名については、書類上も含め、社号標や鳥居の社額など人々に目に触れる機会や名称自体を口に出す機会も多く、かなり仏語名が取り除かれていることが明らかである。本社にて薬師、天王、龍王、疫神が群を抜いて多く残存しており、薬師については「薬師菩薩」ではなく、菩薩を取り除き「薬師」という名称のみを社名に残したとも考えられる。境内社でも権現、天王、龍王、疫神、疱瘡

神が多く残存している。ここで注目したいのは、前節との関連でいえば、明治二〇年の内務省訓令第七六九号にて権現などの仏語神號の通称が認められたこともあり、その社会的影響との兼ね合いで考えると神社を崇敬する人々の側で現在も「権現」の名を通称で用いている社が五六八社、天王を用いている社が五七五社と全体の三分の二以上を占め、全体では二%に満たないものの、一%弱の一四五三社が仏語にて通称される社名として現在も残存している。

なお、郷土の発展に尽力した功績から偉人を神として祭ったような事例のなかに、境内末社などで僧侶がいる可能性も否定できないため、個々の地域の僧侶名についてはその数はあまりにも多く全てを網羅して調べられることはできないが、奈良時代の南都六宗以降の日本の仏教一三宗派の開祖として知られる空海や最澄、法然、行基など著名な僧侶について調べた結果、これらの僧侶を本社の祭神とするケースは見られなかった。ただし、厳格な意味で僧侶ではないが、歌人で盲目の琵琶法師として知られている蝉丸を祀り、社名にもその名が残存する社も存在するようなケースも見られる。³³⁾

おわりに

以上、本稿では、神社の管理・運営にあたって、とくに祭祀の根幹でもあり、神社存立の基本事項ともなっている御祭神および社名について、とくに仏語を用いた祭神名、社名を用いている神社について着目してこれを整理・分析し、また明治維新の神仏判然令以降の祭神名、社名の取り扱いについて、神社局在籍の官僚による神社法令や訓令等の解釈書から、その考え方を明らかにするとともに、戦後、全国神社の包括組織として設立された神社本庁における取り扱い、考え方についても「神社本庁憲章」などや承認事務にかかわる留意点について書かれた冊子等からこれを明らかにし、戦前期からの解釈が概ね引き継がれていることを窺うことができた。神社の御祭神や社名は、宗教法人の事務としてこれを取り扱わなければならない官司以下の神職や神社の責任役員にとつて非常に大事な問題でもあり、また神学、教育的な面でも極めて重要である。それゆえ、今後も問い続けていかなければならないことの一つとしては、神社に祀られる御祭神は、氏子・総代らにとつて一体いかなるものでなければならないのかという点である。それは、本稿で

も述べた「帝国の神祇」という語が、いかに考えられ、捉えられているかということにも繋がるものであるが、これについては本稿では内務官僚らの解釈から整理を試みた次第である。加えて、明治の神仏分離政策はかなり徹底されたものであったが、通称名での称呼が明治二〇年に内務省訓令で許されるようになったことから、全国で仏語神名や社名で祀られた社が完全に無くなった訳ではなく、現在でも本社、境内社ともに全国神社数の僅か一%弱であるが、残存していることも窺い知ることができた。

茨城県に鎮座する大洗磯前神社などのように、延長五年に撰上された『延喜式』神名帳にも明らかに「大洗磯前薬師菩薩神社」と記されるような由緒を持つ社もあり、同社の社史を著した岡田米夫によれば、薬師菩薩名と八幡大菩薩名が平安期には一般に知られていたとされる。一方で『日本文徳実録』にも御祭神が「大奈母知、少比古那神也」とあるように、鎮座以降は一貫して、大己貴命、少彦名命を御祭神として祀る社であると認識されていることからみても、これが単に仏菩薩を祀る社として称されていたということではなく、神仏習合の時代でも、我が国の「神」を祀る神社として表記していたことということを示す一例でもある。そのことは、改めて明治維新期の神仏判

然令の問題や仏語・社名や祭神名を学術研究として取り扱うことの難しさを物語る事例であるともいえる。本稿で明らかにした仏語関連の祭神を祀る社の数は、法人化されていない地域神社を個々に踏査して由緒書などを確認していけば、さらに増加する可能性もあると考える⁽³⁴⁾。御祭神の問題は、神道古典にみられるように同神異名も多数あることから殊更難しい問題でもある。加えて神仏習合時代からの祭神名、社名の特異性という問題もある。明治初年の神仏分離施策以後、近代からのこの一五〇余年の「神社」のあり方を経て、神社に祀られる日本の神々の存在・性格は、名称はもとより各々の地域の人々にどのような受容され、捉え直されてきたのか⁽³⁵⁾、神社存立の基本にかかわる問題だけに、今後もさらに分析・検討を進めていかなければならない問題だと考えている。

表2 戦後も祭神名に仏語等を用いて祀る神社

祭神名	本社	末社	備考
地藏菩薩	0	1	薬師菩薩も祀る
八幡大菩薩	10	5	末社中、審神社と称する社に祀られる場合あり
山王権現	8	2	本社中、龍王も併せて祀られているケースあり
熊野権現	6	6	
金毘羅大権現	1	3	
馬頭観世音 (馬頭観音)	3	15	末社中、若宮社、早駒社、菅原社と称する神社に祀られるケースも
観音菩薩	2	2	本社は合祀神、末社は子安社、子安観音
千手観音	4	2	
薬師如来 (薬師菩薩)	10	15	
大日如来	1	2	
聖観音	1	0	
不動明王	16	21	本社は合祀神、配祀神が多い
愛染明王	2	0	
十一面観音	1	4	
帝釈天	0	1	
牛頭天王	37	49	本社では、主祭神よりも合祀神や配祀神に多い傾向。末社は天王社の名前に多い傾向
弁財天	21	67	市杵島姫命と併せて祀られるケースも多い
大黒天	1	5	本社は大黒天神と称する、末社は福寿社や七福神社、恵比寿社の名称の社に祀られる
毘沙門天	21	26	本社は合祀神が多い、末社は毘沙門社の名前が多い
摩利支天	5	8	末社は摩利支天社の名称で祀られることが多い
荼吉尼天 (荼枳尼天)	0	1	
鬼子母神 (訶梨帝母)	3	5	すべて鬼子母神の名称
龍王	29	22	本社は合祀神が多く、末社は八大龍王社の場合が多い
大蛇神	3	1	
疫神	8	10	
疱瘡神	19	18	本社では、主祭神よりも合祀神や配祀神に多い傾向。
福寿明神(福寿神)	0	2	一社は稲荷神、もう一社は竜神
五行神	3	0	

七曜星	1	0	
北辰神	3	4	北辰菩薩、北辰星という名称も
北斗神 (北斗七星神)	9	3	
大元尊	1	0	
牽牛星	1	0	
八俣大蛇	0	0	
高津鳥神	0	0	
蛇毒気神	5	0	合祀神が多い
庚申神	1	5	
役小角 (役行者)	0	6	
蟬丸 (蟬丸法師)	3	1	
合計	239	312	
(参考) 三宝荒神	9	17	
蘇民将来	7	7	

数値は『全国神社祭祀祭礼総合調査報告書』(神社本庁編・平成7年)に基づくもので、調査の実施された平成7年段階での現況。神祇院編『神社振興整備関係事務提要』所収の祭神名に是正を要する祭神(22p)とされたもののうち、藤原純友や平将門などの人神名を除く。また観音菩薩、毘沙門天、聖観音、十一面観音、不動明王、愛染明王、蟬丸法師、役小角、庚申、荼吉尼天、薬師菩薩、金毘羅大権現は『神社振興整備関係事務提要』にはないが、追加した。

表3 現在も社名の一部に仏語が用いられている神社

名称	本社	境内社 (末社等)	本社の 通称	備考
菩薩	0	7	1	
虚空蔵	1	5	13	
地藏	1	20	13	通称の神社中、愛宕神社が6社
薬師	51	60	70	通称の神社中、大己貴命、少彦名命(少名彦神社)を祀る社、久須志神社、磯前神社、温泉神社も
如来	0	3	0	
阿弥陀	0	2	1	
明王	1	10	3	境内社は不動明王社もしくは愛染明王社
観音	1	38	53	
馬頭	0	19	6	観音ではなく「馬頭」が付く社名の数
権現	6	134	568	通称の神社中、90社が熊野神社、15社が白山神社
天王	42	175	575	通称の神社中、ほとんどが八坂、津島、八雲、須賀神社など素戔嗚尊を祀る社、境内社も同様
牛頭天王	0	26	30	天王ではなく「牛頭天王」と付く名称のみの数
帝釈天	0	0	0	
弁財天	3	76	19	通称の神社中、10社は厳島神社
大黒天	0	5	4	大黒さまも含む
毘沙門天	0	19	24	毘沙門さまも含む
摩利支天	0	5	2	摩利支さまも含む
荼吉尼天	0	0	0	
鬼子母神 (訶梨帝母)	0	3	1	
龍王	30	74	30	本社中、25社は龍王神社、通称名と本社名は必ずしも一致せず
大蛇神	1	0	1	通称名と本社名は一致せず
疫神	30	70	19	本社中、16社は福岡県北九州市に点在する天疫神社。 通称名と本社名の名称は必ずしも一致せず。境内社中13社は岡山県
疱瘡神	6	47	2	境内社は全国に点在
福寿明神 (福寿神)	2	10	2	通称名と本社名は一致せず
五行神	0	2	0	境内社2社はいずれも熊本県
七曜星	0	0	0	

北辰神	11	8	3	本社は10社が北辰神社、1社が北辰妙見神社
北斗神 (北斗七星神)	1	1	0	
大元尊	0	1	0	「大元」が付き、かつ国常立尊を祀る神社は37社
牽牛星	0	1	0	
八俣大蛇	0	0	0	
高津鳥神	0	0	0	
蛇毒気神	0	0	0	
庚申神	3	44	11	通称名中、9社は猿田彦神社
役小角	0	0	0	
蟬丸 (蟬丸法師)	2	0	2	関蟬丸神社(関神社)の分祀社の一部(川崎市)では、関蟬丸神社と通称されるケースあり。実際には相殿に蟬丸を祀るが、祭礼データ上は登場しないため数値には反映していない。
合計	192	865	1453	

(参考) 妙見	61	66	172	
---------	----	----	-----	--

数値は『全国神社祭祀礼総合調査報告書』(神社本庁編・平成7年)に基づく

注

- (1) 七福神めぐりは、中央区日本橋の七福神めぐりのように神社単独の場合や、川崎市中原区の川崎七福神のように寺単独でそれぞれ七福神を当てはめるケースもあり、一様ではないが、一例を挙げると、東京都墨田区の「七福神めぐり」は、毘沙門天(多聞寺)、寿老人(白髭神社)、福祿寿(百花園)、弁財天(長命寺)、布袋尊(弘福寺)、大黒天・恵比寿(三閭神社)であり、百花園以外は、社寺それぞれが七福神に当てはめられている。
- (2) 例えば、由緒碑のレベルであるが、川崎市中原区の新城神社では、境内にある末社の天王社(明治三〇年に新城神社に合祀)の祭神を牛頭天王としているような例である。実際に神社本庁にある包括神社の公式な情報を取載した『神社明細書』に書かれているものとは異なる可能性もあるが、本稿第三節で述べている通り、こうした事例は全国で数多く見受けられる。
- (3) 梶杜吉次『現行神社法規逐条講義』誠之堂書店、明治四三年、一〇二頁。なお、梶杜は内務属として多年神社局に在籍して神社行政事務に携わっていた人物である。
- (4) 本稿にて紹介する布告、布達、法令の名称および条文については、文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』第一法規、昭和四三年に基づくものである。
- (5) 神仏分離施策については、拙著『明治維新と天皇・神社』錦正社、平成三一年、五〇～五九頁。
- (6) 前掲梶杜『現行神社法規逐条講義』一三頁。
- (7) 足立収『神社制度綱要』中外印刷、昭和五年、六一頁。
- (8) 前掲梶杜『現行神社法規逐条講義』一三〇～一四頁、宮尾詮・稲村貞文『神社行政法講義』集成堂、明治四四年、一八六～一八九頁。
- (9) 前掲梶杜『現行神社法規逐条講義』(一四頁)では、やむを得ない例

として、別格官幣社東照宮で東照大権現とした御宸翰の額を掲げている例や縣社秋葉神社で秋葉権現と称している例を挙げているが、菩薩や権現号の社額や守札等を殊更に作り新たにしていることは、明治元年の太政官布告の精神に悖るものであり、私権は習慣上やむを得ないものを不問に付すというまでであることと述べている。

(10) 前掲相社『現行神社法規逐条講義』一四頁、中川友次郎『神社法令講義』神社協会、明治四三年、二七、二八頁。

(11) 社寺への受容のされた方は異なるが、禁止事項として定めた布告や布達で類似したもの一つとして、明治二年八月二十五日の太政官布告第八〇三「社寺蓋に菊御紋を用ふること禁止」がある。同布告によって神社では伊勢・八幡、上下賀茂社以外は菊御紋を蓋りに用いることを禁止したものの、実際には、全国に数万社あるともいわれる八幡神社（八幡宮）が応神天皇を祀っているように、歴代天皇や皇族、天照大神や瓊瓊杵尊など皇統にかかわる神々を祀る社は全国に多数あり、法令を受容する各神社の側が、解釈の仕方の違いからむしろ禁止ではなく、結果的に菊御紋を容認する方向の法令となったことが挙げられる。

(12) 藤本頼生「近代の神社法令の整備過程と関係法令概説書にみられる『神社』概念」神社・氏子の意義を中心として『神社本庁総合研究所紀要』第一四九号、平成二二年、六七、二二三頁。

(13) 児玉九一「神社行政」(常磐書房、昭和九年、三七頁)では、「祭神とは神社に鎮祭せられたる神祇を謂ふ」とし、「神社の祭神は我が国家と密接なる関係を有し、国家国民の尊崇すべき帝国の神祇である。併し如何なる祭神を以て帝国の神祇と認むべきやに就ては、現行神社法規上別段の規定を見ないが、国家国民によつて等しく尊崇せらるべき祭神は、皇祖皇宗の尊霊を始め奉り、下忠節勲功の士の英霊とすべきは云ふを俟たない」としており、帝国の神祇にかかる明確な法規上の

定めはないとしている。この点は足立収『神社制度綱要』(五六頁)でも同様である。

(14) 中川は、「帝国の神祇」を五種類に分類しているが、昭和初期に内務書記官、神社局長を歴任した児玉九一は『神社行政』(常磐書房、昭和九年、三七、四一頁)の書において、①皇統の祖神を祀りたるもの、②歴代の天皇を奉祀せるもの、③皇族を奉祀せるもの、④皇室に勲功ありし神、⑤国家に勲功ありたる神、⑥氏族の祖神及び氏神を祀りたるもの、という六種類に分類している。また足立収は前出の『神社制度綱要』にて四種類に分類している。

(15) この点は、昭和十八年の神祇院時代の総務課長であった武若時一郎は、その著『神社法』(良書普及会、昭和一八年、五九頁)で「将来新たなる神祇を神社に奉祀せんとする場合に於ては、其の祭神となるべきものは、我が国古来の祭神に準ずべき者たることを必要とする。巷間、或は日月星辰、山嶽河川、禽獣草木等の自然物を神として祀り、或は邪神、悪霊の類を神として祀るものもないではないが、これ等は謂ゆる淫祠であつて、神社には斯る祭神はあり得べからざることである」としており、山嶽河川、禽獣草木等の自然物を神として祀ることを神社の神としてどう解釈するかで中川とはやや解釈が異なっている。

(16) 前掲中川『神社法令講義』一七、一八頁。

(17) 前掲中川『神社法令講義』一七、一八頁。

(18) 表1に掲げた櫻井治男の分類は、「神道の多面的価値」皇學館大学出版部、平成二六年、二九、三二頁を参考に掲げたものである。他の内務官僚の分類についての出典は、本文中もしくは注に掲載している書の通りである。

(19) 前掲中川『神社法令講義』二一、二二、二七頁。

(20) 前掲中川『神社法令講義』二九、三〇頁。

(21) 一例であるが、現在、主祭神に鏡作命を祀る岡山県の旧国幣中社中山

神社では、明治期から終戦時まで、維新前まで祀ってきた鑑作命に変わって金山彦命を主祭神として内務省(決定時は教部省)に決定されたため、神社では明治中期以降、祭神変更の願い出を何度も行っていたが聞き届けられなかったようなケースである。くわしくは拙稿「小盆地宇宙の神々と信仰―郷土史研究における神社の諸伝承の考証・再整理をめぐって―」由谷哉編『郷土再考―新たな郷土研究を目指して―』角川学芸出版、二〇二二年、二〇六―二二二頁。

(22) この昭和期の無格社の神社整理については、拙稿「無格社整理と神祇院―「国家ノ宗祀」と神社概念―」『國學院雜誌』第一二三卷第一号、二〇二二年、六七―八六頁、に詳しく述べている。

(23) 神祇院教務局調査課編『神社振興整備関係事務提要』昭和十八年、二二―二三頁。

(24) 前掲『神社振興整備関係事務提要』二三頁。

(25) 前掲『神社振興整備関係事務提要』二四―二七頁。

(26) 神社本庁教学研究室編『神社本庁憲章の解説』神社本庁、平成七年(第一刷)、三八―四〇頁。

(27) 神社本庁編『改訂版 神社の法人事務取扱ひ上の留意点』神社本庁、平成一五年、六六―六七頁。

(28) 前掲『改訂版 神社の法人事務取扱ひ上の留意点』六六頁。

(29) この点については近年、拙稿にて中央の整理施策について明らかにしてきたところであるが、畔上直樹も神祇院時代の地方における新潟県の無格社整理の実情を分析している。しかしながら、一地域の実態でもあり、現状では全ての地域で行われたとは言いがたい状況にある。

(30) 無論、平成「祭」データの祭神表記が宗教法人としての正式な祭神名を記載した神社本庁備付の「神社明細書」と表記と同様であるかどうかという問題もあるが、「神社明細書」は法人の文書であり、容易に閲覧できないため、本稿では、あくまで分析を行う上での目安として、

神社本庁の調査、発行である同データの表記、調査結果に基づくこととした。

(31) 実際には、神社の合併などにあたり、神社本庁への承認申請などで、こうした仏語の祭神名を訂正して神道の神々の神名に変更するケースはあるため、実際の仏語祭神、仏語社名の神社数はやや減少しているものと考えられる。

(32) 一例ではあるが、川崎市中原区にある関神社は、滋賀県内に点在し、蟬丸法師を御祭神として祀る関神社、関蟬丸神社からの勧請社であり、地元での通称は、関蟬丸神社である。社号標にも「関蟬丸神社」と記されているものの、『全国神社祭祀総合調査報告書』では、関神社とあり、蟬丸の名はない。神奈川県神社庁のホームページの神社検索でも同様の記載であるが、石野瑛『神奈川縣大觀之横濱・川崎』(武相出版社、昭和二十八年、二八一頁)では、配祀に蟬丸とある。そうした点からみても仏語名に関連する社名は、実地踏査を行えば、さらさらその実情が浮かび上がるものと考えられる。

(33) 岡田米夫『大洗磯前神社誌』大洗磯前神社社務所、昭和五六年、三五頁。

(34) この点については、全国神社祭祀総合調査の折の『祭神コード一覧表』にも武蔵坊弁慶や覚仁法親王など、興味深い祭神名がみられる点も含め、今後の検討課題の一つである。

(35) この問題については、拙稿『古事記』神名表記の社会的受容と神社考証における現代的課題』『古事記学』三号、二〇一七年、國學院大學研究開発推進機構研究開発推進センター、二一七―二四〇頁、にて若干関連する考察を試みたところである。

(附記) 本稿は、令和二年度國學院大學国内派遣研究の成果である。